

モーターボート競走施行に伴う場間場外発売の精算業務に係る指定公金事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、モーターボート競走施行に伴う場間場外発売の精算業務に係る指定公金事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8（2026）年4月1日

伊丹市ボートレース事業局  
伊丹市モーターボート競走事業管理者  
多田 勝志

記

- 1 受託者 東京都港区六本木5-16-7 BOATRACE六本木  
一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会  
代表理事 高野 律雄
- 2 委託事業の内容 モーターボート競走施行に伴う場間場外発売の精算業務に係る支出事務
- 3 委託期間 令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで